

**平成27年度 外国人観光客受入体制強化事業
「県内消費誘発プロモーション事業」助成申請にかかる質問事項**

No.	質問	回答
1	広告代理店は助成事業者の対象外か？	対象内。但し、今回の助成事業は、「地域が主体」ということを重要視しているので、いかに地域の企業や店舗を巻き込んでいくかがポイントとなる。
2	報告書の作成は助成対象経費として認められるか？	認められる。但し、人件費で計上すること。
3	対象経費に示されている項目は全て実施しないといけないのか？	全て実施しなくても良い。
4	離島は企画対象地域に入るか？	対象内。
5	要綱第3条1項3号に記載の「沖縄県内の様々な業種へ経済効果が波及する企画」については、様々な地域という認識でいいか。	こちらについては、一部の事業者だけが利益を得るような企画ではないということ。様々な地域、業種でも問題無い。
6	クーポンを対象外とした意図は何か。	当事業は一括交付金事業であり、適切な執行が強く求められている。その中で、クーポンや金券は、原則、一括交付金を充当することができない経費であるため、対象外とした。
7	様式3「2.助成事業の実施に伴う費用総額」とは、助成対象以外の経費をも含めた総額か？	助成対象以外の経費も含めた総額とする。
8	様式3「3.希望助成金額」とは、助成対象経費と考えてよいのか？	申請する助成対象経費とする。
9	様式4企画概要書のサイクルツーリズムのタブは不要ではないか？	不要。
10	様式5「総経費」は、助成対象以外の経費も含まれるか？	含めるものとする。
11	様式5「うち自己負担分」は、助成対象以外の経費も含まれるか？	助成対象以外の経費のみ記載することとする。
12	要綱第7条について、「助成対象事業者」が企業の場合、その規模等による優劣はあるか？	規模による優劣は無い。
13	企業連携の場合、何社以上が推奨とかはあるか？	少数の企業や個人に経済効果が偏る企画は推奨しない。経済効果を受ける県内の企業や個人が多ければ多いほど良いと考えているが、企画を実施する上で、実現可能な企業数での連携を推奨する。
14	企業と団体との連携も可能か？	可能。
15	助成額の比率は全事業費の何%助成が可能か？	助成は、全事業費（自己負担分含む）に対してではなく、希望助成金額の中で認められる助成対象経費についてのみ助成する。 原則、審査会にて選定された一社に対し、予算の範囲内で助成対象経費と認められる経費の100%を助成するものとする。但し、審査会の中で、複数の申請企画が選定された場合は、その限りではない。 従って、全事業費の何%助成という明確な数字は現段階では明示できない。

**平成27年度 外国人観光客受入体制強化事業
「県内消費誘発プロモーション事業」助成申請にかかる質問事項**

No.	質問	回答
16	PRプロモーションに関わる全ての助成が可能か？	要綱第6条に定める対象経費に該当すると認められるものであれば、予算の範囲内で助成可能。
17	要綱第6条4項5号に記載の助成経費対象外としている「翻訳にかかる経費(翻訳料等)」については、「平成27年度【翻訳支援】受入インフラ整備支援事業」を活用して助成が可能か？	可能。但し、「平成27年度【翻訳支援】受入インフラ整備支援事業」の要綱に該当する事。また、要綱に該当しない翻訳料は県内消費誘発プロモーション事業の積算に含めること。
18	平成27年度【翻訳支援】受入インフラ整備支援事業の要綱で定める件数以上の翻訳物がある場合、既定の件数以上の翻訳料は自己負担になるのか？	自己負担になる。 平成27年度【翻訳支援】受入インフラ整備支援事業の要綱は、各々の企業又は施設で申請ができるものとする。
19	昨年度、同事業で実施した北谷アメリカンヴィレッジの様にイベントの期間設定は可能か？ 昨年度事例（2014年11/21～2015年2/28）	イベントやキャンペーンの期間設定は可能。
※追加 20	本年度は受入環境整備(各事業者が観光客を受入れるため準備)が中心で、すぐに売上が立つものではないが、その情報発信と受付業務等が可能なアプリの開発は本事業の対象内か？	対象内。
※追加 21	アプリ関連の端末費用及び郵送・設置費用などは対象経費となるか？	対象内。
※追加 22	本事業と連動した貴財団でのプロモーションがあれば教えてください。	当財団が実施する海外市場向けの各プロモーションと連携予定。
※追加 23	助成金交付要綱第6条1項1号 消費誘発企画のプロモーション費について、説明会の中で「原則 県内でのプロモーションを想定している」と説明があったが、昨年のアメリカンヴィレッジの事例のように国外メディアを活用することは助成対象外になるか？	県内での消費単価の向上に繋がるプロモーションであると、その根拠と効果の見込みが認められれば、国外メディアを活用したプロモーションであっても助成対象経費として認める。

以上で質問は締め切りました。